

## 会員及び会費に関する規則

(総則)

第1条 公益社団法人環境生活文化機構（以下「本機構」という。）における会員に関する事項は、定款で定めるもののほか、この規則による。

(会員の基準)

第2条 本機構の会員は、下記の基準を満たす者とする。

- (1) 普通会員 本機構の目的及び事業に賛同して入会を希望する個人または団体
- (2) 特別会員 本機構の目的及び事業に賛同して入会を希望する者で、本機構の事業に特に積極的に協力しようとする個人または団体
- (3) 個人にあつては、入会申込日現在満20歳以上の者

(入会の手続き)

第3条 本機構に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第4条 会員は次の会費（年額）を納入しなければならない。

- 2 本機構の会費は、次のとおりとする。
  - (1) 普通個人会員：一口につき5千円とする。
  - (2) 普通法人会員：一口につき24万円とする。
  - (3) 特別個人会員：一口につき5千円を、五口以上とする。
  - (4) 特別法人会員：一口につき24万円を、五口以上とする。

(会費の納入)

第5条 会員は会費1年度分を毎年6月末日までに納入しなければならない。

- 2 新規加入の会員は、入会時に当該年度の会費を一括して納入するものとする。ただし、10月1日より3月31日までの間に入会する場合には、当該年度の会費は、それぞれ二分の一を乗じた額とする。
- 3 会費の納入は、本機構に直接持参するか、または別途指定する金融機関の口座へ振込むものとする。

(変更届)

第6条 会員は、登録した情報に変更が生じた場合には、速やかに本機構に届け出なければならない。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

(補足)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。